惠;

評

沢 岸

書

掛 建 -イギリス封建制の特 制 王 政 蒈

لح

木 利 童

鉛

したこの問題意識に立ってかかれたものである。 け、今だにその態度はかわっていない。本書も、 されるべきもの、 主主義的・自由主義的な発展が叫ばれて以来、 敗戦直後それまで牢固としてあった封建遺制の克服と、 戦後は終った。 つまり現存する悪の根元として、 しかし、 学界ではまだその余韻が残っている。 封建制度は、 戦後一世を風靡 研究されつづ 新しい民 超克

に釘付けされてしまった。本書には、著者のこの時期の成果は収 観により、 の封建制研究には波があった。波長十数年、最初の波は、 なれていないが、著者の研究歴もこの時代より始まる。 社会経済史的研究、 川底よりおこされた強烈なものであり、研究者の大半 具体的には、 農奴制社会、 荘園研究 唯物史

基底にこのような問題意識をひめながらも、

今日まで

糧の欠乏がなくなり、 に適合的な土壌」が失なわれ、 ここ十年の経済界の高度成長のおかげで、 下部構造のうえに構築される封建社会の全体像、 「理解される以前に体得できた唯物史観 研究対象も前代の研究成果をふま 敗戦直後の極端な食 社会経済

> であり、アプ・トゥ・デイトな成果といえる。 ある研究者が、農奴制がほとんど問題にされないのを遺憾とする た。本書は、これらの時代の動きに敏感に反応して書かれたもの むねの発言があり、はからずも研究対象の推移が象徴的に示され

回日本西洋史学会大会中世史部会のシンポジウムの最後にあたり、 史より政治史、法制史へと変化していった。一九六八年度第十九

否定する、いわば一貫性のあるゲルマニストといえよう。 著者の立場をあえてこの言葉で表現すれば、征服前ではローマ的 を、ノルマン征服にまで敷衍するのは、 サクソン時代の研究でみうけるゲルマニストとロマニストの対立 が促進されたにすぎないとしていることである。著者のごとく、 とは評価せず、征服によりただ前時代のサクソン的なものの発展 れているけれども、叙述のなかでは、征服をそれほど画期的事件 て主張していることは、王政と封建制とはかならずしも矛盾しな 貢租と封建地代、 封建的所領の形成 なものを否定し、征服についてはノルマン的・ラテン的なものを いこと、さらに前半と後半の分岐点としてノルマン征服があげら と封建制の展開 の分析があり、後半は、ノルマン征服後の王政の発展(第五章) 、ルマン征服以前アングロ・サクソン時代の王政の発展 さて、本書は、大きく二つの部分に分けられている。 (第六章) を展望したものである。 著者が一貫し 領主保証制と王政、裁判権、軍役 (第二章)、さらには両者を対置させて、国家的 混乱のもとではあるが、 (以上第四章) (第一章)、

アルフレッド大王時代を経、十世紀初のかれの後継者にかけて、

まず第一章において、アングロ・サクソン時代の王政の発展を

八世紀末マーシア王オファ時代から九世紀末

概観する。

つまり、

ころではこの第二章こそ本書のなかで最も野心的な部分のひとつては、つぎの第二章で詳細に論じられており、また筆者のみるとでは、つぎの第二章で詳細に論じられており、また筆者のみるといい、(封建的所領)の成立期でもあり、イギリス封建制度の特質があきらかになるときでもある。このブックランドの成立について主権そのものも中央・地方の行政組織が整備され、それにつれて王権そのものも中央・地方の行政組織が整備され、それにつれて王権そのものものもの。

であるように思われる。

E・ジョン)。 自由処分権、 ドをもった教会は、メートランドがのべた権利のほかに、 収権のみであり、土地の所有権まで譲渡されたものではないとい 地に関する収益の一部の収用権とその土地の負うている負担の徴 そして、この際ブックランドを領有した教会がもった権利は、十 もなって、 (folkland)が、七・八世紀、教会への土地寄進が盛んになるにと に摂取しつつ、ゲルマニスト的立場を補強強化している。 活躍のめざましいロマニスト、E・ジョンの最新の業績を批判的 マニスト・メートランドの見解では、本来一般的であった民有地 トとロマニストとの間に論争がたたかわされてきた。著者は最近 「固たる権利をもっていたとして、 メードランドを批判した(ト れてきた。これに対し、前記E・ジョンは反論し、ブックラン 従来アングロ・サクソン社会を理解するについて、 封建的領有地 永代後継権なども含まれた永代所有権をともなった ローマ帝政末期の領地寄進の慣例を借用したもの (bookland) に転換していったとする。 ゲルマニス 土地の ゲル

につき、E・ジェン説の正しさを確認する一方、民有地の存在をこの二説を前にして、著者は、ブックランドに含まれた諸権利

に確認したのは著者の新しい野心的な主張といってもよい。 き著者は、メートランドのいう民有地より匠・ジョンが主張するも著者は、メートランドのいう民有地より匠・ジョンが主張する と措定し、民有地よりブックランドへ移行する中間に、メートランドのいうブックランドへ移行する中間に、メートランドのいうブックランド説を介入させ、 教会・豪族の民有地よりE・ジョンが主張すると指定したE・ジョンの説には、ことごとく反論を加え、ブックラ否定したE・ジョンの説には、ことごとく反論を加え、ブックラ否定したE・ジョンの説には、ことごとく反論を加え、ブックラ

の自由な領民たちのみの集団保証制度 tithing system(十人組組 収益は領主にという制度の創設につとめ、これがクヌート王時代 領主はそのわずらわしい責任を回避しようとし、責任は共同体に、 たこと。しかし、この自由人のなかに常習犯・前科者がいる場合、 制度をテコに領主の自由人支配の可能性をひきだす制度でもあっ 自由人に対してまでも領主に保証を強要した制度であるが、この の制度は、領主の支配下にある領民の領主による保証の外にいる byriga (borh 保証人) 制へという変化がみられること。 のメイズ(血縁共同体)から七一九世紀のブックランド ること (第一節)。 豪族にかわり、ひいては gafol も封建地代の意味をもつように さらにはブックランドの盛行と同時に、その給付さきが国王より 裁判権がいかに転換されていくかを明らかにする。 有地保有――對建的所領という系列に対応して、第三章においては、前章で確認された民有地― 来国王に納められていた国家的貢租 gafol が、豪族の民有地保有' また保証制度の発達においても、 地代、 たとえば、 民有地段階 豪族による民 ・の段 保証 本

뙗

徴収権のみではなく、犯人を裁判する権利も含んでいることをの べ、ブックランド段階での領主裁判権の一歩前進を明らかにして 紀以降領地権利証書によりみとめられた裁判権のなかには、科料 クソン時代の領主裁判権の内容=裁判科料徴収権のみ)を排して、 さらに、領主裁判権の発展についてもJ・ゲーベルの主張 に結果することなど確認する(第二節)。 九世

いる (第三節)。

ぎわよくその論争がまとめられており、これも大いに参考になる は と一見無関係のようにみえるが、その実、封建的所領が成立する 里塚であることを明らかにしている。 このフィルド 軍に関して のみで、封建的軍役義務の成立とまではいかないが、それへの一 が負うようになる。まだその段階では、ただその軍隊への監督権 につれて、単位地域の軍役義務は、その支配者である封建的領主 たものであり、国民軍としての性格をとりつづけ、 (第四節)。 軍役については、フィルド軍は本来国家的義務により召集され 、最近とみに論争がはげしく、問題の多いところであるが、手 封建化の動き

のは、 題はないとしても、後者のものに若干不十分な点が残る。という 段階による封建的所領の形成の図式であろう。 る民有地の保有という過渡期的とはいえひとつの段階を介在させ とと、民有地 るとすれば、 政と封建制とは矛盾せず、両者がともに平行して発展していくこ 以上が、 民有地から封建的所領へという図式に、積極的に豪族によ 本書前半部の概要である。著者の基本的な主張は、 その段階における地代のあり方、 ――豪族による民有地保有――封建的所領という三 前者の指摘には問 保証制度の特徴 Ŧ

> 瞭になってくるように思われる。 的段階が明確にされたときに、この段階の画期的な意味がより明 うか。この過渡期的段階における地代、保証制、 いることを主張できるものでなければならないのではないであろ 裁判権上の意味などもその段階に対応する積極的な特徴をもって 裁判制の過渡期

の発展は、新しく導入されたものが展開するのではなく、 ン時代の伝統的基盤のうえに展開したものであるとし、 第四章では、 つぎに、本書の後半部の紹介にうつる。 ノルマン征服の経過をあとづけ、 ノルマン征服後 ノルマ サクソ

征服の意味は強調されない。

ものである。 し、この種の概説のすくない分野だけに、研究家にとって役立つ 無難な線でまとめられ、 史料が不足し、かつ制度自体いりくんでいる中央制度の発展を、 ン・ド・モンフォールの内乱、その後の王政などまで展望をのば 五章の王政の発展は、大法官書記局、最高司法官、 有益な概説となっている。 さらにシモ 会計院など、

ろいあげれば、 支持の論文、それらの折哀による第三の説など、 論文、著書が世に出た。従来の定説と真向から対立する説、 ナイト釆邑 (knight fee) の創設には、 厶 で論じられたものは、この論争についてである。 おこなわれ、わが国でも、その論争の紹介がされている。 にして、英米学界では、その前後にノルマン征服に関する多数の が、征服後、 一九六六年は、ノルマン征服後九○○年にあたり、これを機会 征服地で創りあげたもの (D. C. Douglas 騎士役賦課 (servitium debitum) およそ八十年ほどかかり、 著者の結論をひ 意欲的に論争が は、ウィリア

最初は家中騎士、それから本来の騎士へとかわっていくこと、さ最初は家中騎士、それから本来の騎士へとかわっていくこと、大きに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえらに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえらに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえらに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえらに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえらに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえらに、これらの制度は、サクソン時代の軍隊制度と、制度のうえらに、これらの制度は、サクリン時代の軍隊制度と、制度の方向とがいりみだれたイギリス封建制度の複雑さが指摘されている。

(frankpledge system)が論じられている。 つぎに、 第三章第二節と対比しながら、 征服以後の保証制度

征服後の十人組組織は、征服前の tithing system と、施行地であるが、その対象は、征服前は自由人、征服後域は南英と一緒であるが、その対象は、征服前は自由人、征服後域は南英と一緒であるが、その対象は、征服前は自由人、征服後域は南英と一緒であるが、その対象は、征服前は自由人、征服後域は南英と一緒であるが、その対象は、征服前は自由人、征服後域は南英と一緒であるが、その対象は、征服前は自由人、征服後域は南英と一緒であるが、その対象は、征服前の tithing system と、施行地である。また、イギリス王政は、公共法廷を通して自由民を直接支ある。また、イギリス王政は、公共法廷を通している。というには、征服前の tithing system と、施行地である。また、イギリス王政は、公共法廷を通して、企業を担いる。

うちには、かならず非封建化のうごきがあり、何時をもってその封建制の研究のむずかしさであるが、イギリス封建制度の展開の征服直後にかけての時期に求めて、本書を終えている。イギリスじ(第三節)、終章でイギリス封建制の最盛期をサクソン末期よりさらに、イギリス封建王政の確立、国王大権理念と封建制を論さらに、イギリス封建王政の確立、国王大権理念と封建制を論

まちあわなくなってしまうのである。 騎士の成立を封建制成立のひとつのメルクマールとすれば、たちこの時期には騎士はまだ釆邑をもたず、典型的な騎士とはいえず、足盛期ときめるかは至難のわざである。著者の場合においても、

Willanus が法的に不自由民であったのかどうか検討してみる余地があろう (A. L. Poole, Obligations of Society in the XII地があろう (A. L. Poole, Obligations of Society in the XII地があろう (A. L. Poole, Obligations of Society in the XII地があろう (A. L. Poole, Obligations of Society in the XII

的義務の権利だけは手元に留保していたとしても、義務のひとつで、 国王は土地を領主に譲渡しても、

地域でも召集されており、たとえフィルド軍参加義務は三大公的

この三大公

べきものとして、自由主義・民主主義の発展をはばむものとしておきたい。著者は、まえがきのところで、封建制度を克服される最後にもうひとつ。著者の封建制度研究の視角についてふれて

郼

割がはっきりしてくるのではないだろうか。 財建制度の一面しか明らかにできないのではないであろうか。 封建制度の本質的な一面(封建契約)のあっただす踏台になった封建制度の本質的な一面(封建契約)のあっただす踏台になった封建制度の本質的な一面(封建契約)のあっただす踏台になった封建制度の本質的な一面(封建契約)のあっただす踏台になった封建制度の本質的な一面(封建契約)のあったで、柔軟性ある態度で研究が進めば、もちろん悪の面もあきらかにされようが、また同時に評価すべき面もあきらかになろうか。 敗割建制度の一面しか明らかにできないのではないであろうか。 敗割建制度の一面しか明らかにできないのではないであろうか。 敗

研究を行なっている。この点に筆者は不満を感じる。これでは、

どわれわれ浅学の手には十分に紹介しきれないほどである。各章本書は、四百頁になんなんとする力作であり、内容の豊かさは

経済のみに限定されず、広く綜合的に権力構造を論じたものとしたものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列たものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列にものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列にものであるが、本書では、それぞれが有機的連関をもって配列にものとした。

「五○○円) 昭和四十三年三月ミネルヴァ豊房刊警定価

て、

本書の出版を喜びたい。

(神戸市外国語大学躃師)